

かがわスマートハウス促進事業補助金に係る財産処分等の承認基準

(趣旨)

第1条 かがわスマートハウス促進事業補助金に係る財産処分等の承認基準（以下「承認基準」という。）は、かがわスマートハウス促進事業補助金交付要綱（平成24年4月1日施行、以下「補助金交付要綱」という。）第18条及び第19条に規定する財産の処分等についての承認基準を定め、手続き等の明確化を図るものである。

(定義)

第2条 財産処分の定義については、以下のとおりとする。

- (1) 売却：有償による補助対象財産の所有者の変更
- (2) 譲渡：無償による補助対象財産の所有者の変更
- (3) 交換：補助対象財産と他人の所有する他の財産との交換
- (4) 貸与：補助対象財産の所有者を変更することなくリース又はレンタルで貸し付けること
- (5) 廃棄：補助対象財産の使用を止め、廃棄処分をすること
- (6) その他：補助対象財産の移設で移設後の公称最大出力が申請時を下回る場合及び担保に供すること等

2 補助金交付要綱第4条に規定する補助事業者（以下「補助事業者」という。）が財産処分を行う場合は、第6条に規定する補助金返還免除の特例を除き、当該補助金の返還を行うものとする。

(承認の手続き)

第3条 補助事業者が財産処分を行う場合は、補助金交付要綱第19条に基づく財産処分承認申請書（補助金交付要綱様式第7号）をあらかじめ知事に提出しなければならない。ただし、やむを得ない場合は、事後申請を認めるものとする。また、天変地災その他自らの責に帰することのできない理由により取得した財産が毀損し又は滅失したときは、補助金交付要綱第18条第2項の規定に基づき財産毀損・滅失届出書（補助金交付要綱様式第6号）を知事に提出しなければならない。

2 前項の財産処分承認申請書の提出があった場合、知事はその内容を調査し、適当であると判断したときは住宅用太陽光発電システム等財産処分承認通知書（様式第1号）の発行をもって承認を行う。ただし、知事が必要と認めた場合は、補助金の返還額、納付期限等の条件を付すことができる。

3 前項の場合において、知事が財産処分の内容が適当でないと判断したときは、住宅用太陽光発電システム等財産処分不承認通知書（様式第2号）をもって不承認であることを通知するものとする。

4 第1項の財産毀損・滅失届出書の提出があった場合、知事は届出書の内容について調査を行い、住宅用太陽光発電システム等財産毀損・滅失確認書（様式第3号）の発行をもって確認したことを補助事業者に通知するものとする。

(補助金返還額の算定)

第4条 第3条第2項に規定する補助金の返還額については、次のとおりとする。

- (1) 売却の場合の返還額は、残存簿価相当額に補助金交付額が補助対象経費に占める割合（以下「補助率」という。）を乗じて得た額とする。

- (2) 譲渡の場合の返還額は、譲渡時点での残存簿価相当額に補助率を乗じて得た額とする。
 - (3) 交換の場合の返還額は、交換時点での残存簿価相当額に補助率を乗じて得た額とする。
 - (4) 貸与の場合の返還額は、リース又はレンタルで貸付ける開始時点での残存簿価相当額に補助率を乗じて得た額とする。
 - (5) 廃棄の場合の返還額は、廃棄時点での残存簿価相当額に補助率を乗じて得た額とする。
 - (6) 補助対象システムに申請時の公称最大出力を下回るような変更（移設又は一部の取り外しによる太陽電池モジュールの枚数の減少等）を加える場合は、その変更時の残存簿価相当額に補助率を乗じて得た額に、減少した出力相当分を勘案した上で補助金の一部を返還するものとする。
 - (7) 担保に供する場合は、担保権実行時に補助金を返還するものとし、返還額は担保権実行時点での残存簿価相当額に補助率を乗じて得た額とする。
- 2 財産処分における残存簿価相当額は、国税庁が定める減価償却資産の償却限度額の計算方法「200%定率法」により算定する。ただし、法人等で「減価償却資産の償却方法の届出書」又は「償却資産申告書（償却資産課税台帳）」を関係機関へ提出している場合は届け出た方法により算定することができるが、住宅用太陽光発電システムの法定耐用年数は17年、ZEH設備、住宅用蓄電システム及び住宅用V2Hシステムの法定耐用年数は6年とする。
- 3 返還額を算定する算出期間は、電力会社と前項に掲げるシステム（以下「補助対象システム」という。）の電力受給を開始した日の属する月の初日から財産処分実施日の属する月の末日までとし、月単位で算出する。

（補助金の返還）

第5条 補助事業者は、第3条第2項に規定する住宅用太陽光発電システム等財産処分承認通知書に記載されている返還額及び納付期限により、補助金を返還するものとする。期限内に返還されない場合は、香川県補助金等交付規則（平成15年規則第28号）、県の債権に係る延滞金の徴収等に関する条例（平成22年条例第2号）及び香川県会計規則（昭和39年規則第19号）に基づき延滞金の付加等の処理を行うものとする。

（補助金返還免除の特例）

第6条 次に掲げる財産処分に該当する場合は、補助金返還を免除することとする。

- (1) 災害若しくは火災によって使用できなくなった場合、若しくは立地上若しくは構造上危険な状態にある場合の取り壊し又は廃棄等
- (2) 道路拡張整備等の設置者の責に帰することができない事由によるやむを得ない取り壊し等

（補助対象システムの管理・運用に関する変更等）

第7条 補助事業者は、補助事業により取得した財産について次の管理・運用に関する変更等を行う場合は、知事の定める書面をもって申請又は報告をするものとし、財産処分とは区分して補助金の返還を要しないものとする。ただし、提出された書面において記載事項が事実と反する場合は、この限りではない。

- (1) 補助事業者から親族等に電灯契約の名義を変更する次の場合であって、補助対象システムに係る権利義務を継承する親族等が、補助対象システムを善良なる管理者の注意をもって管理し、補

助金の交付の目的に従ってその適正な運用を図り、補助対象システムの処分にあつては、第1条から第6条の適用を受けることを確約する場合。

- ① 補助事業者の死亡又はこれに類する事情に起因した相続、財産分与等による名義変更
- ② 同居親族への名義変更
- ③ 補助事業者の親族として同居していた者への名義変更

(2) 補助対象システムが設置された家屋を貸家として賃貸する場合。ただし、補助事業者は自身が補助対象システムを運用していたと同様な管理義務と適正な運用を図る義務を引き続き負うものとする。

(3) 設置する建物・場所等の変更に伴う補助対象システム移設の場合。ただし、第4条第1項第6号の場合を除く。

(その他)

第8条 知事は財産処分に係る申請において、補助事業者の死亡、行方不明、その他補助事業者にやむを得ない事情がある場合は、親族や関係者等にも協力を求めて、補助金返還又は免除等の手続を弾力的に処理するものとする。

附 則

- 1 この承認基準は平成28年10月19日から施行し、平成28年4月1日から適用する。
- 2 この承認基準は、香川県住宅用太陽光発電設備等導入促進事業補助金交付要綱（平成23年4月20日施行、平成24年4月1日廃止）第18条及び第19条の規定について適用する。この場合、第4条第2項に規定する「200%定率法」は「250%定率法」と、「法定耐用年数は17年」は「住宅用太陽光発電システムの法定耐用年数は17年、高効率給湯器の法定耐用年数は6年」と読み替える。

附 則

- 1 この承認基準は令和2年4月1日から施行する。
- 2 この承認基準は令和4年4月1日から施行する。